

IASB「フィードバック・ステートメント ：アジェンダ・コンサルテーション 2011」の概要

ASBJ シニア・プロジェクト・マネージャー **板橋 淳志** いたばし あつし

国際会計基準審議会（IASB）は、2012年12月にアジェンダ・コンサルテーション2011に関するフィードバック・ステートメントを公表した¹。アジェンダ・コンサルテーションは、IASBの今後の活動の方向性と議題選定にあたり、財務報告に関心を有する関係者からの意見を募るものである²。本フィードバック・ステートメントでは、アジェンダ・コンサルテーションへの関係者の主要なメッセージとそれに対するIASBの今後の対応方針が示されている。

以下では、本フィードバック・ステートメントの概要を記載する。

1. フィードバック・ステートメントの構成

フィードバック・ステートメントは、以下から構成される。

(1) 序言

ハンス・フーガーホースト議長からのメッ

セージとして、アジェンダ・コンサルテーションを行った経緯と、意見募集などを通じた関係者からの5つのメッセージがまとめられている。

- 新しい基準に習熟できるように、比較的平穏な期間を置くこと。
- 概念フレームワークに関する作業を優先すること。
- 焦点を絞った基準の改善を行うこと。
- 基準の適用及び維持管理に注意を払うこと。
- 基準開発の方法を改善すること。

(2) 専門的作業プログラム

受領した関係者からの意見を踏まえたIASBとしての今後の対応方針を記載している。「2. 専門的作業プログラムの概要」で内容を説明する。

(3) 協議

意見募集、アウトリーチ活動など、実施した協議の概要がまとめられている。

1 以下を参照のこと。 <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IASB-agenda-consultation/Documents/Feedback-Statement-Agenda-Consultation-Dec-2012.pdf>

2 2011年7月に公表された意見募集の概要については、本誌第35号「IASBのアジェンダ・コンサルテーションに関する意見募集」を参照のこと。IFRS財団の評議員会は、第2次の定款見直しの間に寄せられたコメントに対応して、このアジェンダ・コンサルテーションのプロセスを導入した。その目的は、様々な側面を持つアジェンダ設定プロセスについて公式に一般からの意見を受ける経路を設け、公的説明責任と正当性を高めること、そして、それにより国際財務報告基準（IFRS）への関心とIFRSの可視性を国際的に深めることであった。

(4) 寄せられた意見と我々の対応

次の領域について、主要なコメントに対応する形式で、IASB の今後の対応方針を記述している。

- 概念フレームワーク
- リサーチ
- 基準レベルのプロジェクト
- 適用後レビュー
- 適用の支援及び基準の維持管理
- 基準設定プロセス

2. 専門的作業プログラムの概要

(1) 重点領域

今後は、次の3つの領域に重点を置くとしている。

- (a) 適用及び維持管理（適用後レビューを含む）
 - (b) 概念フレームワーク
 - (c) 少数の主要 IFRS プロジェクト
- それぞれの内容は以下のとおりである。

(a) 適用及び維持管理

寄せられた意見を受けて、IASB は、今後、適用上の懸念への対処に一層重点を置くとしている。維持管理で意図しているのは、解釈指針、狭い範囲の改善（年次改善を含む）、教育である。

IFRS 解釈指針委員会については、IASB 及びデュー・プロセス監督委員会（DPOC）のレビューを通じて、役割が見直された。これには、IFRS 解釈指針委員会が適用上のより広い範囲の問題を IASB に提案できるようにすることや、扱わないことを決定した論点についての

関係者とのコミュニケーションの改善策を講じることなどが含まれる。

適用後レビューでは、IASB はこれを基準の維持管理の重要な一部と捉えているとしている。最初のレビューは IFRS 第 8 号「事業セグメント」に焦点を当てて、2012 年初めに着手したが、次に予定されるのは、IFRS 第 3 号「企業結合」であるとされ、IFRS 第 8 号の適用後レビューのプロセス有効性を判断してから開始するとしている。なお、適用後レビューの範囲について、現在、適用後レビューのプロセスの範囲に含まれていない基準の修正を検討する必要があるかどうかを評価するために、定期的なアジェンダ・コンサルテーションの機会を利用するとしている。

(b) 概念フレームワーク

フィードバック・ステートメントでは、概念フレームワークの改訂を優先することに強力かつ広範な支持があるとしており、2013 年 6 月にディスカッション・ペーパー（DP）の公表³、2015 年 9 月までに完成を目指すとしている。

また、概念フレームワークでは、次の5つのトピックに重点を置くとしている。

- 報告企業
- OCI を含む表示
- 開示
- 構成要素
- 測定

これらを進めるにあたり、IASB は、これまで米国財務会計基準審議会（FASB）と行ってきたような共同プロジェクトの形式でなく、IASB 単独のプロジェクトとして進める予定としている⁴。

また、概念フレームワークの開発を基準レベ

3 2012 年 12 月の IASB 会議で、2013 年 7 月に DP を公表する予定が決定されている。

4 ただし、各国会計基準設定主体にもプロジェクトに関与してもらうとしており、（注 6）にある会計基準アドバイザリー・フォーラムを助言組織として活用することを検討している。

ルのプロジェクトで扱う問題と切り離すことはせず、そうした個々の問題を概念フレームワークが機能しているかどうかの試金石とすることとしている。進め方として、5つのトピックは相互に関連していることから、各章と一緒に開発することとしている。

なお、2010年に完成させた目的及び質的特性については、大規模な見直しは行わないとしているが、新たな章の開発に応じた必要な修正は実施するとしている。

(c) 少数の主要 IFRS プロジェクト

IASBは、今後3年間にわたり、広範囲の研究及び開発のプログラムを推進するとして、これまでの会計基準開発の進め方を見直す予定である。今後は、まず、プロジェクト候補の項目について、解決すべき問題の明確化に重点を置くこととし、IASBが基準レベルの解決策を開発するのに値する潜在的な問題点を利害関係者が識別しているかどうかを評価する最初のステップとして、リサーチペーパー又はディスカッション・ペーパーを公表することとしている。

その後、基準レベルのプロジェクトとなるものは、問題点が適切に定義され、高品質で適用可能な解決策をスタッフが識別したとボードが確信を持てる場合のみとされ、すべてのリサーチプロジェクトが基準レベルのプロジェクトとなるわけではないとされている。

なお、リサーチについては、各国会計基準設定主体や他の利害関係者の協力を得て、進めていくこととされている。

フィードバック・ステートメントでは、個々のプロジェクトとして次の項目が掲げられている。

リサーチプロジェクト

優先的リサーチプロジェクト

今後18か月間に徐々に作業を開始

- 排出権取引スキーム
- 共通支配下の企業結合
- 割引率
- 持分法会計
- 無形資産、採掘活動、研究開発活動
- 資本の特徴を有する金融商品
- 外貨換算
- 非金融負債（IAS第37号の修正）
- 高インフレ経済下の財務報告

より長期のプロジェクト

3年以内にディスカッション・ペーパー等の公表を予定しない

- 法人所得税
- 退職後給付（第2フェーズ）
- 株式に基づく報酬

基準レベルのプロジェクト

FASB と IASB との MoU 及び共同プロジェクト

引き続き以下のプロジェクトに高い優先度を置く

- 金融商品
- リース
- 収益
- 保険契約

新しいプロジェクト

- 農業（特に、果実生成型の生物資産）
- 料金規制事業
- 個別財務諸表における持分法の使用

その他の活動

- イスラム（シャリア準拠）の取引及び商品

• 開示フォーラム⁵

IASB は、IFRS 適用者が現行の開示要求の枠内でどのように開示を改善し簡素化できるのかを検討する機会を探るための、短期的な取組みを実施している。その一環として、2013 年に規制当局・監査人・投資者・作成者を集めたフォーラムを開催する。この開示フォーラムは、概念フレームワークプロジェクトへのインプットも提供する。

意思決定に必要な情報を提供することに重点を置く。IASB は、多くの作業プログラムの筋道に、より証拠に基づいた評価を取り入れることを予定している。

(3) 各国会計基準設定主体及び地域団体との連携

IASB は、各国会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体のネットワークの開発への取組みを拡大しており、こうしたネットワークにおけるコミュニケーションは、国際的な会計基準設定プロセスの不可欠な一部となるだろうとしている。IASB では、各国基準設定主体及び地域団体との連携として、基準設定主体と地域団体をより系統的かつ正式な方法で IASB の業務に統合する方法に関する提案を、優先事項として開発中であるとしている⁶。

(2) リサーチと証拠に基づく基準設定

IASB は、基準開発の際に、意思決定の裏付けとなる証拠収集に役立てるためリサーチを拡大するとしている。ここで評価されるリサーチは、実務的であり、IASB メンバーに対して、

5 2013 年 1 月 28 日、ロンドンにて開催された。

6 IFRS 財団は、2012 年 11 月 3 日に、IASB の基準設定プロセスにおける各国会計基準設定主体の関与の正式化を目的として、「会計基準アドバイザー・フォーラムの設置の提案」を公表している。